

改正後	現行
<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則</p> <p>平成六年十月二十六日 大阪府規則第八十一号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 大気の保全に関する規制等</p> <p>第三条 第十六条の十三 (略)</p> <p>(多数の対象自動車が入りする施設) 第十六条の十四 条例第四十条の十四第八項第六号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第三条の規定により登録を受けた者の倉庫であつて、延べ面積が一万平方米を超えるもの又は敷地面積が三万平方米を超えるもの</p> <p>二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた公有水面の埋立区域(面積が二十五ヘクタールを超えるものに限る。)内にある廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地</p> <p>三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場(対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分していない駐車場にあつては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積を有する駐車場)を有する施設であつて、次のイから八までに掲げる施設のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令(昭和四十三年政令第三百二十二号)本則に掲げる施設その他これに類する施設</p> <p>ロ 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場</p> <p>ハ 会議場施設、展示施設又は見本市場施設</p>	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則</p> <p>平成六年十月二十六日 大阪府規則第八十一号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 大気の保全に関する規制等</p> <p>第三条 第十六条の十三 (略)</p>

改正後	現行
<p>(経過措置対象車)                      第十六条の十五 条例第四十条の十四第九項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第二百六十五号、次条第二号において「令」という。)別表第一に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十一年一月一日以降の日であつて、その対象自動車に係る特定日(別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定による継続検査、臨時検査(特定日の翌日以降に受けるものに限る。)又は構造等変更検査(以下この条において「継続検査等」という。)を受ける日(同表の五の項から七の項までに掲げる対象自動車にあつては、継続検査等を受ける日又は平成二十一年十月一日のいずれか遅い日)の到来していないものとする。</p>	
<p>(車種規制適合車等の使用義務の適用除外)                      第十六条の十六 条例第四十条の十五の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>一 道路運送車両法の規定による登録又は検査のため、対策地域内にある国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十七条第一項の運輸支局又は同条第四項の運輸支局の事務所まで対象自動車を運行するとき。</p> <p>二 対象自動車(令第四条第六号に規定する特種自動車にあつては、当該対象自動車と一体として装備される特別な装置を含む。)の点検又は修理のため、対策地域内にある業として自動車の点検又は修理を行う者の事業所まで当該対象自動車を運行するとき。</p> <p>三 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八条の規定による引渡しのため、対策地域内にある同法第二条第十一項に規定する引取業者の事業所まで同条第二項に規定する使用済自動車である対象自動車を運行するとき。</p> <p>四 業として対象自動車を販売する者が、対象自動車の販売、仕入れその他の取引のため、対策地域内にあるその者の事業所から又は当該事業所若しくは対策地域内にある輸出港まで当該対象自動車を運行するとき。</p> <p>五 前各号に掲げるときのほか、道路運送車両法第三十六条の規定により臨時運行許可番号標を表示し、又は同法第三十六条の二第一項の回送運行許可番号標を表示して対象自動車を運行の用に供するとき。</p>	
<p>(適合車等標章の様式)                      第十六条の十七 条例第四十条の十六第一項に規定する適合車等標章は、様式第七号の四によるものとする。</p>	

改正後	現行
<p>(適合車等標章の表示の方法)                      第十六条の十八 条例第四十条の十六第一項の規定による適合車等標章の表示は、適合車等標章を対象自動車の前面の右側(前面の右側に適当な箇所がない場合その他やむを得ない場合にあつては、右側面の前部)窓ガラスの部分を除く。)の見やすい箇所にはり付けることにより行わなければならない。</p> <p>(適合車等標章の交付の請求)                      第十六条の十九 条例第四十条の十六第三項の規定による請求は、適合車等標章交付請求書(様式第七号の五)を提出して行わなければならない。</p> <p>(変更の届出)                      第十六条の二十 条例第四十条の十六第五項の規定による届出は、変更届出書(様式第七号の六)を提出して行わなければならない。</p> <p>(特定運送事業者による措置の報告)                      第十六条の二十一 条例第四十条の十八の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措置報告書(様式第七号の七)を提出して行わなければならない。</p> <p>(車種規制適合車等の使用の確認の結果の記録)                      第十六条の二十二 条例第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の記録は、次に掲げる事項を記録し、三年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 対象自動車を使用した運送の有無</li> <li>二 車種規制適合車等の使用の確認をした年月日</li> <li>三 車種規制適合車等以外の対象自動車を使用した運送があつた場合は、次に掲げる事項                         <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該対象自動車の登録番号及び運転者の氏名</li> <li>ロ 条例第四十条の十九第一項に規定する貨物運送事業者等又は同条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営業者の氏名又は名称</li> </ul> </li> </ul> <p>(特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告)                      第十六条の二十三 条例第四十条の二十二の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措置等報告書(様式第七号の八)を提出して行わなければならない。</p> <p>第十七条条、第二十三条 (略)</p>	<p>第十七条条、第二十三条 (略)</p>
<p>第三章、第六章 (略)</p>	<p>第三章、第六章 (略)</p>

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>第七章 雑則                  (身分証明書)                  第七十八条 条例第百五条第六項の証明書は、身分証明書(様式第三十三号)とする。                  第七十九条 (略)</p>	<p>第七章 雑則                  (身分証明書)                  第七十八条 条例第百五条第五項の証明書は、身分証明書(様式第三十三号)とする。                  第七十九条 (略)</p>

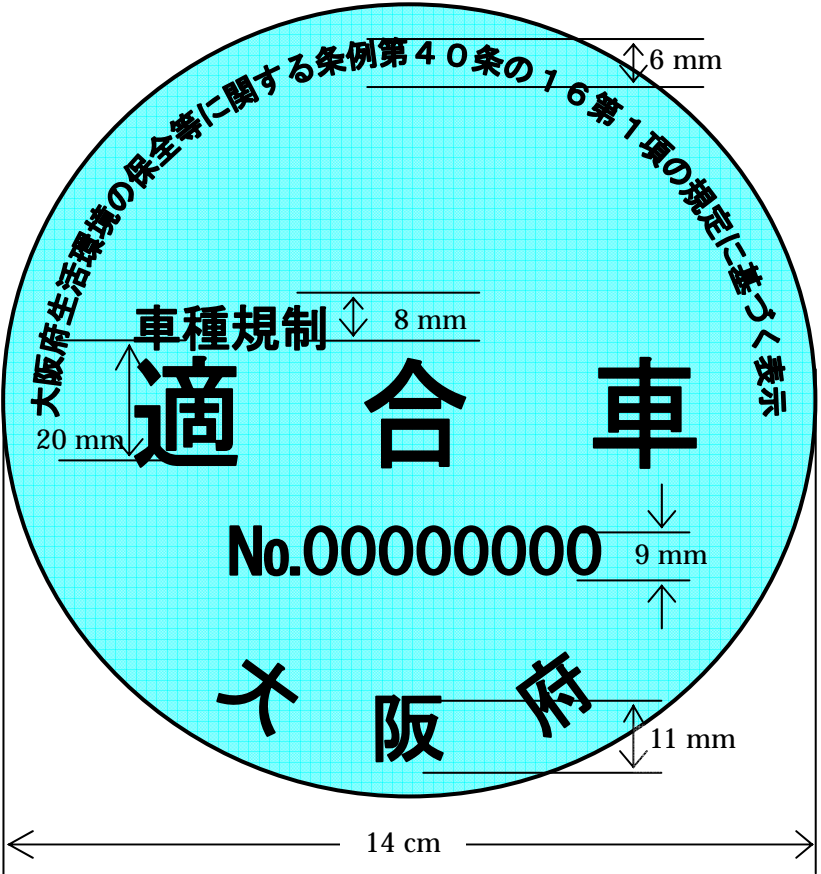
改 正 後						現 行	
六	五	四	三	二	一	別表第一（別表第九の三）（略） 別表第九の四（第十六条の十五関係）	
令第四条第六号に掲げる特種自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第二の五の項の規定に基づく環境大臣	令第四条第六号に掲げる特種自動車（次項及び七の項に掲げるものを除く。）	令第四条第四号に掲げるマイクロバス	令第四条第三号に掲げる大型バス	令第四条第二号に掲げる小型貨物自動車	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。以下この表において「令」という。）第四条第一号に掲げる普通貨物自動車		別表第一（別表第九の三）（略）
初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日	初度登録日（対象自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成十四年十月一日以降であるときは同年九月三十日とする。以下同じ。）から起算して九年間の末日に当たる日		別表第一（別表第九の三）（略）
対 象 自 動 車 の 種 類							
特 定 日							
項							

改 正 後	現 行				
<p>別表第十、別表第十一 (略)</p> <p>別表第十三(第二十七条関係)</p> <p>一 有害物質に係る排水基準 (表略)</p> <p>備考</p> <p>1 「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>	<p>別表第十、別表第十一 (略)</p> <p>別表第十三(第二十七条関係)</p> <p>一 有害物質に係る排水基準 (表略)</p> <p>備考</p> <p>1 「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 茨木市泉原簡易水道取水地点から上流の茨木川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>五 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="824 300 904 852">七 令第四条第六号に掲げる特種自動車(告示第一号又は二に掲げるものに限る。)</td> <td data-bbox="904 300 1055 852">が定める特種自動車等(平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。)第一号イ又は八に掲げるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 852 904 1382">初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日</td> <td data-bbox="904 852 1055 1382"></td> </tr> </table>	七 令第四条第六号に掲げる特種自動車(告示第一号又は二に掲げるものに限る。)	が定める特種自動車等(平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。)第一号イ又は八に掲げるものに限る。)	初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日		
七 令第四条第六号に掲げる特種自動車(告示第一号又は二に掲げるものに限る。)	が定める特種自動車等(平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。)第一号イ又は八に掲げるものに限る。)				
初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日					

改 正 後		現 行	
(略)	許 容 限 度	(略)	許 容 限 度
<p>五 その他の項目に係る排水基準</p> <p>二～四 (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>十五 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十四 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十三 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十二 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十一 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十 貝塚市蕎原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>九 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>八 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>七 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域</p> <p>六 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>五 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>四 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>三 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域</p> <p>二 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>一 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>		<p>六 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>七 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>八 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域</p> <p>九 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十一 貝塚市蕎原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十二 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十三 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十四 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十五 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十六 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>二～七 (略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 その他の項目に係る排水基準</p>	

改 正 後	現 行								
<p style="text-align: center;">別表第十四、別表第二十三 (略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	(略)	亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	(略)	二	<p style="text-align: center;">別表第十四、別表第二十三 (略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">五</td> </tr> </table>	(略)	亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム	(略)	五
(略)	亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム								
(略)	二								
(略)	亜鉛含有量 (単位) リットルにつきミリグラム								
(略)	五								



改 正 後	現 行
<p>様式第1号～様式第7号の3 (略)</p> <p>様式第7号の4 (第16条の17関係)</p> <p>1 車種規制適合車ちょう付用</p>  <p>注 地色は水色とし、字色は黒色とする。</p>	<p>様式第1号～様式第7号の3 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>2 経過措置対象車ちよう付用</p> <p>注 地色は緑色とし、字色は黒色とする。</p>	

改 正 後	現 行																										
<p>様式第7号の5（第16条の19関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">適合車等標章交付請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事様</p> <p style="margin-left: 150px;">請求者 住所 氏名 <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 100px;"></span> 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ( )</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の16第1項の規定により、適合車等標章の交付を次のとおり請求します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">交 付 の 区 分</th> <th>車種規制適合車 ・ 経過措置対象車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交付を請求する自動車に関する事項</td> <td>自動車の登録番号</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> </tr> <tr> <td>形 式</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 の 形 式</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td>使用の本拠の位置</td> </tr> <tr> <td>車種規制適合車等であることを証する書面</td> <td>自動車検査証(写) 有 無 その他の添付書類 有 無</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>備考 1. 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 2. 「交付を請求する自動車に関する事項」の欄には、自動車検査証に記載されている内容を転記してください。 3. 「使用者の氏名又は名称」の欄には、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が***と記載されているときは、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」の欄に記載されている内容を転記してください。 4. 「使用の本拠の位置」の欄には、自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄が***と記載されているときは自動車検査証の「使用者の住所」の欄に記載されている内容を、「使用の本拠の位置」と「使用者の住所」の欄が共に***と記載されているときは「所有者の住所」の欄に記載されている内容を転記してください。 5. 「車種規制適合車等であることを証する書面」の欄には、それぞれ該当する 内にし印を記載してください。 なお、自動車検査証で車種規制適合車等であることが確認できない自動車については、自動車検査証(写)に加えて、車種規制適合車等であることを証明できる書類を添付する必要があります。 6. この請求書(添付された自動車検査証の写しを含む。)に記載された内容は、対策地域を発地又は着地とする運行に使用されている自動車が車種規制適合車等であることを確認する目的に使用するため、大阪府警察本部に提供します。</small></p> <hr/> <p style="text-align: center;">(大阪府記載欄) 以下の欄には、記載しないこと。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width:12.5%;">受 付</td> <td style="width:12.5%;">審 査</td> <td style="width:12.5%;">決 定</td> <td style="width:12.5%;">送 付</td> <td style="width:12.5%;">登 録</td> <td rowspan="2" style="width:40%; text-align: center; vertical-align: middle;">受付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width:15%;">決 定</td> <td>車種規制適合車 ・ 経過措置対象車 (有効期限 年 月)</td> </tr> <tr> <td>標章交付番号</td> <td></td> </tr> </table> </div>	交 付 の 区 分	車種規制適合車 ・ 経過措置対象車	交付を請求する自動車に関する事項	自動車の登録番号	車台番号	形 式	原 動 機 の 形 式	使用者の氏名又は名称	使用の本拠の位置	車種規制適合車等であることを証する書面	自動車検査証(写) 有 無 その他の添付書類 有 無	受 付	審 査	決 定	送 付	登 録	受付印						決 定	車種規制適合車 ・ 経過措置対象車 (有効期限 年 月)	標章交付番号		
交 付 の 区 分	車種規制適合車 ・ 経過措置対象車																										
交付を請求する自動車に関する事項	自動車の登録番号																										
	車台番号																										
	形 式																										
	原 動 機 の 形 式																										
	使用者の氏名又は名称																										
使用の本拠の位置																											
車種規制適合車等であることを証する書面	自動車検査証(写) 有 無 その他の添付書類 有 無																										
受 付	審 査	決 定	送 付	登 録	受付印																						
決 定	車種規制適合車 ・ 経過措置対象車 (有効期限 年 月)																										
標章交付番号																											

改 正 後	現 行																							
<p>様式第7号の6（第16条の20関係）</p> <p style="text-align: center;">変 更 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名..... (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ( )</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の16第5項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>適合車等標章交付番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">変 更 の 有 無</th> <th style="width: 65%;">変 更 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車の登録番号</td> <td rowspan="2">有 無</td> <td>(変更前)</td> </tr> <tr> <td>(変更後)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者の氏名又は名称</td> <td rowspan="2">有 無</td> <td>(変更前)</td> </tr> <tr> <td>(変更後)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の本拠の位置</td> <td rowspan="2">有 無</td> <td>(変更前)</td> </tr> <tr> <td>(変更後)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考 1. 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 2. 変更の有無の項は、それぞれ該当する 内にレ印を記載してください。 3. 変更の内容の項は、自動車検査証に記載されている内容（変更前、変更後）を転記してください。 4. 「使用者の氏名又は名称」の欄には、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が***と記載されているときは、「所有者の氏名又は名称」の欄に記載されている内容を転記してください。 5. 「使用の本拠の位置」の欄には、自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄が***と記載されているときは「使用者の住所」の欄に記載されている内容を、「使用の本拠の位置」と「使用者の住所」の欄が共に***と記載されているときは「所有者の住所」の欄に表示されている内容を転記してください。 6. 自動車検査証の写しを添付してください。 7. この届出書（添付された自動車検査証の写しを含む。）に記載された内容は、対策地域を発地又は着地とする運行に使用されている自動車が車種規制適合車等であることを確認する目的に使用するため、大阪府警察本部に提供します。</p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 20px;"/> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">（大阪府記載欄） 以下の欄には、記載しないこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%;">受 付</td> <td style="width: 25%;">審 査</td> <td style="width: 25%;">送 付</td> <td style="width: 25%;">登 録</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-top: 10px; text-align: center; padding: 5px;">                 受付印             </div>	項 目	変 更 の 有 無	変 更 の 内 容	自動車の登録番号	有 無	(変更前)	(変更後)	使用者の氏名又は名称	有 無	(変更前)	(変更後)	使用の本拠の位置	有 無	(変更前)	(変更後)	受 付	審 査	送 付	登 録					
項 目	変 更 の 有 無	変 更 の 内 容																						
自動車の登録番号	有 無	(変更前)																						
		(変更後)																						
使用者の氏名又は名称	有 無	(変更前)																						
		(変更後)																						
使用の本拠の位置	有 無	(変更前)																						
		(変更後)																						
受 付	審 査	送 付	登 録																					

改 正 後	現 行																																																		
<p>様式第7号の7（第16条の21関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">措 置 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名 _____ (法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の18の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">経営する運送事業の種類</td> <td style="width:30%;">一般貨物自動車運送事業 第一種貨物利用運送事業 旅客自動車運送事業</td> <td style="width:30%;">特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>大阪府における 主たる事業所</td> <td>名 称 所 在 地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">府の区域内に使用の本拠の位置 を有する対象自動車の台数（第 一種貨物利用運送事業の場合を 除く。）</td> <td>(1) 貨物自動車(特種自動車を除く。)</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>(2) 乗合自動車(特種自動車を除く。)</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>(3) 特種自動車</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>資本金の額等（第一種貨物 利用運送事業の場合）</td> <td>資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px;">億 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年度に講じた 措置の概要</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>本年度に講じようとする 措置の概要</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連 絡 先</td> <td>部 署 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>受理年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table></div> <p>備考1 のある欄には、それぞれ該当する 内にレ印を記載してください。                  2 対象自動車の台数は、前年度末現在の台数を記載してください。                  3 印の欄には、記載しないこと。</p>	経営する運送事業の種類	一般貨物自動車運送事業 第一種貨物利用運送事業 旅客自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業		大阪府における 主たる事業所	名 称 所 在 地			府の区域内に使用の本拠の位置 を有する対象自動車の台数（第 一種貨物利用運送事業の場合を 除く。）	(1) 貨物自動車(特種自動車を除く。)		台	(2) 乗合自動車(特種自動車を除く。)		台	(3) 特種自動車		台	合 計		台	資本金の額等（第一種貨物 利用運送事業の場合）	資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額	億 円		前年度に講じた 措置の概要	別紙のとおり			本年度に講じようとする 措置の概要	別紙のとおり			連 絡 先	部 署 名			担 当 者 氏 名			電 話 番 号			電子メールアドレス			整理番号	受理年月日	年 月 日		
経営する運送事業の種類	一般貨物自動車運送事業 第一種貨物利用運送事業 旅客自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業																																																	
大阪府における 主たる事業所	名 称 所 在 地																																																		
府の区域内に使用の本拠の位置 を有する対象自動車の台数（第 一種貨物利用運送事業の場合を 除く。）	(1) 貨物自動車(特種自動車を除く。)		台																																																
	(2) 乗合自動車(特種自動車を除く。)		台																																																
	(3) 特種自動車		台																																																
	合 計		台																																																
資本金の額等（第一種貨物 利用運送事業の場合）	資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額	億 円																																																	
前年度に講じた 措置の概要	別紙のとおり																																																		
本年度に講じようとする 措置の概要	別紙のとおり																																																		
連 絡 先	部 署 名																																																		
	担 当 者 氏 名																																																		
	電 話 番 号																																																		
	電子メールアドレス																																																		
整理番号	受理年月日	年 月 日																																																	

改 正 後		現 行
別紙 前年度に講じた措置の概要及び本年度に講じようとする措置の概要		
前年度に講じた措置の概要	自らが運送したときの措置	
	他の運送事業者に委託して運送させたときの措置	
本年度に講じようとする措置の概要	自らが運送するときの措置	
	他の運送事業者に委託して運送させるとききの措置	
そ の 他 特 記 事 項		

改 正 後	現 行																																						
<p>様式第7号の8（第16条の23関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">措 置 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 月</p> <p>大 阪 府 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名 _____ (法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の22の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">該当する事業者の要件</td> <td style="width:20%;">特定荷主等</td> <td style="width:60%;">特定旅行業者（第一種旅行業）</td> </tr> <tr> <td>資本金の額等 （特定荷主等の場合）</td> <td>資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 億円                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所の建物の延べ面積及び敷地面積（特定荷主等の場合）</td> <td>(1) 延べ面積</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>(2) 敷地面積</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の概要（特定荷主等の場合）</td> </tr> <tr> <td>大阪府における主たる事業所（営業所等）</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車種規制適合車等の使用の求め実施状況の概要</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>車種規制適合車等の使用に係る確認の結果の概要</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連絡先</td> <td>部 署 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担 当 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>受理年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 1 のある欄には、それぞれ該当する 内にレ印を記載してください。                  2 資本金の額等、事業所の建物の延べ面積及び敷地面積は、前年度末現在の金額及び面積を記載してください。                  3 事業所の建物の延べ面積及び敷地面積は、延べ面積及び敷地面積ごとに最も面積の大きい事業所について記載してください。                  4 印の欄には、記載しないこと。</p> </div>	該当する事業者の要件	特定荷主等	特定旅行業者（第一種旅行業）	資本金の額等 （特定荷主等の場合）	資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 億円	事業所の建物の延べ面積及び敷地面積（特定荷主等の場合）	(1) 延べ面積	m <sup>2</sup>	(2) 敷地面積	m <sup>2</sup>	事業の概要（特定荷主等の場合）			大阪府における主たる事業所（営業所等）	名 称			所 在 地		車種規制適合車等の使用の求め実施状況の概要	別紙のとおり		車種規制適合車等の使用に係る確認の結果の概要	別紙のとおり		連絡先	部 署 名		担 当 者 氏 名		電 話 番 号		電子メールアドレス		整理番号	受理年月日	年 月 日	
該当する事業者の要件	特定荷主等	特定旅行業者（第一種旅行業）																																					
資本金の額等 （特定荷主等の場合）	資本金の額 基金の総額 資産の総額 出資の総額	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 億円																																					
事業所の建物の延べ面積及び敷地面積（特定荷主等の場合）	(1) 延べ面積	m <sup>2</sup>																																					
	(2) 敷地面積	m <sup>2</sup>																																					
事業の概要（特定荷主等の場合）																																							
大阪府における主たる事業所（営業所等）	名 称																																						
	所 在 地																																						
車種規制適合車等の使用の求め実施状況の概要	別紙のとおり																																						
車種規制適合車等の使用に係る確認の結果の概要	別紙のとおり																																						
連絡先	部 署 名																																						
	担 当 者 氏 名																																						
	電 話 番 号																																						
	電子メールアドレス																																						
整理番号	受理年月日	年 月 日																																					

改 正 後		現 行
別紙 車種規制適合車等の使用を求める措置の実施状況 及び使用に係る確認の結果の概要		
車種規制適合車等の使用の求めの実施状況	運送を委託する者 (運送事業者)に対する 求めの実施状況の概要	
	物品を販売等する 事業者に対する求めの 実施状況の概要  (特定荷主等に限る。)	
車種規制適合車等の使用に係る確認の結果	確 認 の 方 法	
	確 認 の 結 果 の 概 要	
そ の 他 特 記 事 項		



改 正 後	現 行
<p>様式第 8 号 ~ 様式第 3 2 号 ( 略 )</p> <p>様式第 3 3 号 ( 第 7 8 条関係 )</p> <p style="text-align: center;">( 表 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40px;">写 真</div> <div style="text-align: right;">                 所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日      年   月   日             </div> </div> <p>上記の者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第105条第1項、第2項、<u>第3項、第4項又は第5項の規定による検査のため立入りをを行う職員であることを証明する。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div>                 発行年月日      年   月   日                  有効期限      年   月   日             </div> <div style="text-align: right;">                 大 阪 府 知 事 印             </div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>12 センチメートル</p> </div>	<p>様式第 8 号 ~ 様式第 3 2 号 ( 略 )</p> <p>様式第 3 3 号 ( 第 7 8 条関係 )</p> <p style="text-align: center;">( 表 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40px;">写 真</div> <div style="text-align: right;">                 所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日      年   月   日             </div> </div> <p>上記の者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第105条第1項、第2項、<u>第3項又は第4項の規定による検査のため立入りをを行う職員であることを証明する。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div>                 発行年月日      年   月   日                  有効期限      年   月   日             </div> <div style="text-align: right;">                 大 阪 府 知 事 印             </div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>12 センチメートル</p> </div>

改 正 後	現 行
(裏)	(裏)
大阪府生活環境の保全等に関する条例(抜粋)	大阪府生活環境の保全等に関する条例(抜粋)
(報告及び検査)	(報告及び検査)
<p>第105条 知事は、この条例(第39条の4、第39条の5、第3章第2節、第3章第3節第1款及び第5章第3節を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いの状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) ばい煙等排出者又は揮発性有機化合物排出者</p> <p>(2) 第41条の4(第100条の2において準用する場合を含む。)の規定により勧告を行う必要があると知事が認める者</p> <p>(3) 第46条第2項の規定により勧告を受けた者</p> <p>(4) 第47条の規定に違反するおそれがあると知事が認める者</p> <p>(5) 第49条第3項に規定する排水を排出する者又は同条第4項に規定する特定事業場排水を排出する者</p> <p>(6) 第76条に規定する者</p> <p>(7) 第77条に規定する地下浸透水を浸透させる者</p> <p>(8) 管理化学物質取扱事業者</p> <p>(9) 規制地域内において第82条第2項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者</p> <p>(10) 規制地域内において第85条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者</p> <p>(11) 第96条第1項から第3項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者</p> <p>(12) 第97条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者</p> <p>(13) 第98条の規定により営業又は作業の制限を受ける者</p> <p>2 知事は、第39条の4及び第39条の5の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、タンクローリーの接続設備の接続若しくは設置の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に当該燃料用ガソリンの移送の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該タンクローリーその他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 第39条の4第1項の燃料用ガソリンを移送する者</p> <p>(2) 第39条の4第2項の燃料用ガソリンを販売し、又は輸送する者</p> <p>3 知事は、第3章第2節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第40条の3第1項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>(1) 第40条の3第1項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者</p> <p>(2) 特定排出等工事を施工し、又は施工した者</p>	<p>第105条 知事は、この条例(第39条の4、第39条の5、第3章第2節、第3章第3節第1款及び第5章第3節を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いの状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) ばい煙等排出者又は揮発性有機化合物排出者</p> <p>(2) 第41条の4(第100条の2において準用する場合を含む。)の規定により勧告を行う必要があると知事が認める者</p> <p>(3) 第46条第2項の規定により勧告を受けた者</p> <p>(4) 第47条の規定に違反するおそれがあると知事が認める者</p> <p>(5) 第49条第3項に規定する排水を排出する者又は同条第4項に規定する特定事業場排水を排出する者</p> <p>(6) 第76条に規定する者</p> <p>(7) 第77条に規定する地下浸透水を浸透させる者</p> <p>(8) 管理化学物質取扱事業者</p> <p>(9) 規制地域内において第82条第2項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者</p> <p>(10) 規制地域内において第85条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者</p> <p>(11) 第96条第1項から第3項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者</p> <p>(12) 第97条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者</p> <p>(13) 第98条の規定により営業又は作業の制限を受ける者</p> <p>2 知事は、第39条の4及び第39条の5の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、タンクローリーの接続設備の接続若しくは設置の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に当該燃料用ガソリンの移送の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該タンクローリーその他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 第39条の4第1項の燃料用ガソリンを移送する者</p> <p>(2) 第39条の4第2項の燃料用ガソリンを販売し、又は輸送する者</p> <p>3 知事は、第3章第2節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第40条の3第1項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>(1) 第40条の3第1項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者</p> <p>(2) 特定排出等工事を施工し、又は施工した者</p>

改 正 後	現 行
<p>4 <u>知事は、第3章第3節第1款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等への適合車等標章の表示の状況、車種規制適合車等の使用の求め及び確認の状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>(1) <u>対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者</u></p> <p>(2) <u>荷主等</u></p> <p>(3) <u>旅行業者</u></p> <p>(4) <u>施設管理者</u></p> <p>(5) <u>業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者</u></p> <p>5 知事は、第5章第3節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。</p> <p>(1) 土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等</p> <p>(2) 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>(3) 管理区域内の土地の所有者等</p> <p>(4) 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>6 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>第118条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(9) 第105条第1項(第2号を除く。以下同じ。)、<u>第3項、第4項若しくは第5項</u>(第3号及び第4号に限る。以下同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項、<u>第3項、第4項若しくは第5項</u>の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>4 知事は、第5章第3節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。</p> <p>(1) 土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等</p> <p>(2) 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>(3) 管理区域内の土地の所有者等</p> <p>(4) 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>第118条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(9) 第105条第1項(第2号を除く。以下同じ。)、<u>第3項若しくは第4項</u>(第3号及び第4号に限る。以下同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項、<u>第3項若しくは第4項</u>の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>